

## 徳山下松港開港 100 周年記念協賛・冠付事業募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、周南地域の発展を支えてきた港の歴史や魅力を発信するとともに、周南地域発展の基盤として次世代に引き継ぐべき大切な財産である港や海への市民の関心を高めるため、徳山下松港開港100周年（以下「開港100周年」という。）を記念する協賛・冠付事業の募集について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「協賛・冠付事業」とは、前条の趣旨に賛同する市民活動団体、企業等が実施する次の各号のすべてに該当する事業で、港や海への関心を高め、開港100周年のPRにつながるものをいう。

- (1) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (2) 本要領施行日から令和4年12月31日までに実施する事業
- (3) 徳山下松港開港100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う主催事業とは別に実施団体が主催、共催する事業

2 次の各号のいずれかに該当する事業は協賛・冠付事業としない。

- (1) 法令や公序良俗に反する事業
- (2) 政治的・宗教的・思想的活動として行われる事業
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものが関与している事業
- (4) 開港100周年記念事業の信用やイメージを傷つけ、又は、正しい理解を妨げる恐れのある事業
- (5) その他、実行委員会会長（以下「会長」という。）が不適当と判断する事業

### (届出資格)

第3条 協賛・冠付事業の届出ができる者は、各団体が主催する事業において開港100周年のPRをすることができる活動グループ、市民活動団体、NPO法人及び企業とする。

### (届出者の責務)

第4条 第6条により届出をした者が、協賛・冠付事業を行う際には、次の各号に定める事項を実施しなければならない。

- (1) 実施事業のチラシや横断幕等に「徳山下松港開港100周年記念事業」と表示すること。
- (2) 実施事業の中で開港100周年記念事業の協賛・冠付事業であることを表明し、開港100周年のPRを行うこと。

(支援)

第5条 会長は、協賛・冠付事業を実施する者に対して、次に掲げる支援を行う。

- (1) 開港100周年記念事業の名義及びロゴマーク等の使用の承諾
- (2) 開港100周年記念事業啓発物品等の配付

(届出)

第6条 協賛・冠付事業を実施しようとする者は、あらかじめ会長に徳山下松港開港100周年記念協賛・冠付事業届出書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 営利を目的に事業を行う者は、前項の届出書に事業計画書を添付すること。
- 3 営利事業の信用を得る等の目的で、開港100周年記念事業の名義やロゴマークを使用すると認められる場合には、届出を受理しないものとする。

(届出内容の変更)

第7条 前条の届出をした者が事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、直ちに会長に徳山下松港開港100周年記念協賛・冠付事業内容変更届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

(責任の制限)

第8条 協賛・冠付事業実施者が、協賛・冠付事業の実施により第三者に対して損害又は損失を与えたときは、会長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用期限)

第9条 第5条で掲げる内容の使用等は、令和4年12月31日まで行うことができるものとする。

(実績報告)

第10条 協賛・冠付事業を実施した者は、事業終了後、速やかに徳山下松港開港100周年記念協賛・冠付事業実績報告書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年1月12日から施行する。

(有効期限)

- 1 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

「徳山下松港開港 100 周年記念事業」協賛・冠付事業実施届出書

年 月 日

徳山下松港開港 100 周年記念事業実行委員会

会長 藤 井 律 子 様

届出者

所在地

団体名

代表者

連絡先

e-mail

徳山下松港開港 100 周年記念協賛・冠付事業募集要領第 6 条の規定により、次のとおり届出ます。

種 別	協賛事業 ・ 冠付事業
事 業 名	
事業日程	
実施場所	
実施内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	

1. 営利（利益が出る）事業の場合は、予算書を含む事業計画書を添付してください。

※協賛事業とは・・・開港 100 周年記念事業の趣旨に賛同し、港や海への関心を高め、開港 100 周年記念事業の PR に資する事業等を実行委員会以外の団体が実施するもの。

※冠付事業とは・・・開港 100 周年記念事業の趣旨に賛同し、実行委員会以外の団体が実施している既存事業等に「徳山下松港開港 100 周年記念事業」の冠を付けて開催するもの。

様式第 2 号（第 7 条関係）

「徳山下松港開港 100 周年記念事業」協賛・冠付事業内容変更届出書

年 月 日

徳山下松港開港 100 周年記念事業実行委員会

会長 藤 井 律 子 様

届出者

所在地

団体名

代表者

連絡先

e-mail

徳山下松港開港 100 周年記念協賛・冠付事業募集要領第 7 条の規定により、次のとおり届出ます。

事業名	
変更理由	
変更内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	

※「事業の受付時間を 1 時間繰り上げる」等の軽微な変更の場合は変更届出書を提出する必要はありません。

様式第3号（第10条関係）

「徳山下松港開港100周年記念事業」協賛・冠付事業実績報告書

年 月 日

徳山下松港開港100周年記念事業実行委員会

会長 藤井律子様

届出者

所在地

団体名

代表者

連絡先

e-mail

徳山下松港開港100周年記念協賛・冠付事業募集要領第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

事業名	
事業日程	
実施場所	
参加者数	
その他	